

事業費補助金調査票(表)

補助金名	児童遠距離通学費補助金
------	-------------

担当課	教育部 教育指導課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	10	02	02	35 - 01
事業名	児童遠距離通学費補助事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	10	千円
R4予算額	10	千円
R3決算額	0	千円
R2決算額	0	千円
R1決算額	0	千円
H30決算額	0	千円
H29決算額	0	千円

事業の趣旨・目的	遠距離通学する児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的とし補助する。	補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 通学距離が4キロメートル以上であり、バス又は自転車で通学している児童										
開始年度	平成 3 年度		【補助対象経費】 定期乗車券の購入費 自転車購入費										
根拠法令等	(市)成田市児童・生徒遠距離通学費補助金交付規則		【補助率】 バス通学は定期乗車券の購入費の1/2 自転車通学は年額5,000円										
留意事項			【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし										
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【近隣自治体の補助率】 印旛郡市のほとんどの自治体で同様の補助あり ・富里市 4キロ以上で定期代購入費の1/3 ・佐倉市 3キロ以上で月額500円を控除した額								
		金額	人数		割合	成果指標: 対象者数							
	全体事業費	0				(単位:人)							
	うち市補助金	0	0		0.0%								
	うち国補助	0			0.0%								
うち県補助	0		0.0%										
自己負担	0		0.0%										
					<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	0	令和元年度	0
年度	数値												
令和3年度	0												
令和2年度	0												
令和元年度	0												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である「成田の未来をつくる義務教育を推進する」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	安全な通学手段の確保は必要であり、また教育費が増加の一途をたどっている中、保護者の経済的負担を軽減するためにも補助は必要である。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	対象者人数 R1年度:0人、R2年度:0人、R3年度0人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	近年の申請者はいないが、今後対象者が生ずることも考えられ、遠距離通学により生じる負担の軽減を図ることができる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	本事業は、遠距離通学する児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的として補助するものであり、市の総合計画の基本施策である「成田の未来をつくる義務教育を推進する」を推進するとともに、地域間の格差を是正し、教育の機会均等を図るために必要であることから、今後も継続して補助事業を実施する。		